

○宮崎大学医学部人事委員会規程

平成17年3月9日
制 定

改正 平成19年3月5日 平成19年10月16日
平成25年3月19日 平成27年9月2日

(設置)

第1条 宮崎大学医学部に、宮崎大学医学部人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、医学部長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 医学部教員の定員管理に関する事。
- (2) 准教授又は講師候補者の資格審査に関する事。
- (3) 医学部教員の兼業の許可に関する事。
- (4) 医学部に所属する教室系事務職員の定員に関する事。
- (5) 教員の評価に関する事。
- (6) 医学部職員の能力開発研修（スタッフ・ディベロップメント研修）に関する事。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、医学部及び医学部附属病院の教授のうちから医学部長が指名し、委嘱するものとする。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 5 委員長は、委員会において審議した結果を医学部長に報告するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 委員長
 - (2) 副委員長
 - (3) 医学部選出の人事制度等委員会委員
 - (4) 医学科基礎系医学講座教授のうちから2人
 - (5) 医学科臨床系医学講座教授及び医学部附属病院所属の教授のうちから2人
 - (6) 看護学科教授のうちから1人
 - (7) 事務部長又は医学部事務部の課長のうちから1人
 - (8) 委員会が必要と認めた者
- 2 前項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる委員は、教授会の議を経て、医学部長が委嘱する。
 - 3 第1項第7号に掲げる委員は、事務部長が指名する者をもって充てる。

(任期)

第5条 前条第1項第1号、第2号、第4号から第6号まで及び第8号に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 医学部長が第3条第2項に基づき、あらたに委員長又は副委員長を指名したときは、前任の委員長又は副委員長は辞任したものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(幹事及び事務)

第8条 委員会に幹事を置き、総務課長をもって充てる。

- 2 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学医学部兼業審査委員会規程（平成16年4月1日制定）及び宮崎大学医学部定員配分委員会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。